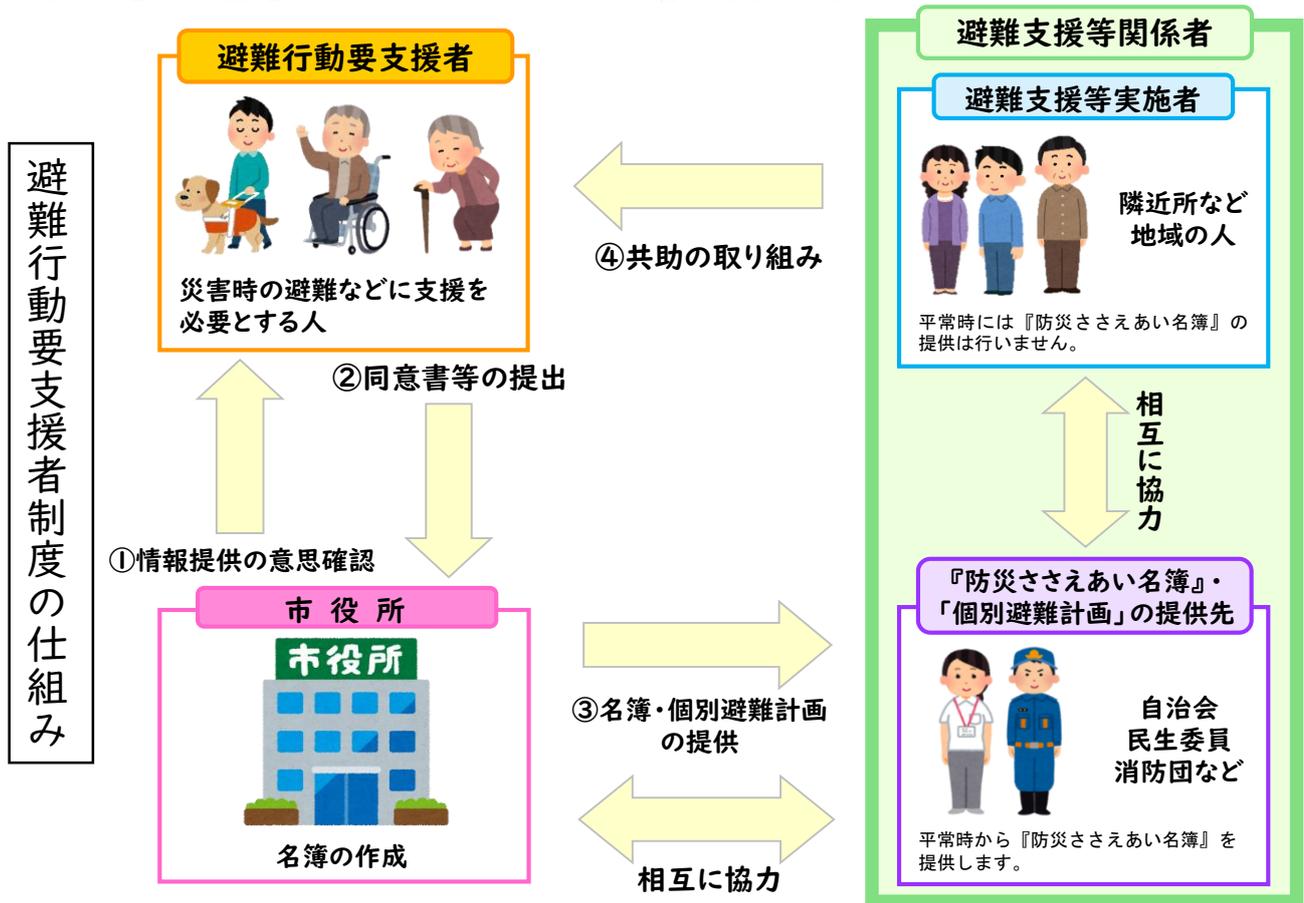


# もしもの災害に備えて！

## 伊勢市避難行動要支援者制度

伊勢市では、高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人（避難行動要支援者※1）のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人について、本人や家族等の同意に基づき『防災ささえあい名簿』（※2）を作成しています。その名簿を、避難支援等関係者（※3）に平常時から情報提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てます。また、災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、一人ひとりの具体的な避難の計画である「個別避難計画」（※4）を作成し、平常時から地域の支援者と情報を共有し、もしもの災害に備えておきます。



下記の①～⑥に該当する人（①については今年度新規対象者のみ）へは、市から『防災ささえあい名簿』および「個別避難計画」の情報提供に関する同意書を送付します。

### 避難行動要支援者（※1）

在宅生活をしており、次の①～⑦のいずれかに該当する人 ※施設・病院などへの長期入所・入院の人は対象外

- ①75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
- ②要介護3以上の認定を受けている人
- ③身体障害者手帳（肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級）の交付を受けている人
- ④療育手帳（程度区分A1、A2）の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
- ⑥特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人
- ⑦これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

### 防災ささえあい名簿（※2）

上記の①～⑦のいずれかに該当する人のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難で、避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意をした人の名簿

## 避難支援等関係者（『防災ささえあい名簿』の提供先）（※3）

情報共有部署  
消防本部

『防災ささえあい名簿』は、下記の機関に提供されます。

- 自治会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 警察
- 障がい者相談支援センター（障害者手帳保持者のみ）
- 三重県聴覚障害者支援センター（聴覚障がいのある人のみ）

下記の機関には、必要に応じて情報提供を行います。

- ◆介護サービス事業者
- ◆特定相談支援事業者（障害者手帳保持者のみ）

## 『防災ささえあい名簿』に記載するあなたの個人情報

『防災ささえあい名簿』には、下記の内容が記載されます。

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 性別
- 連絡先（電話番号など）
- 避難支援等を必要とする事由（要介護度など）
- その他必要と認める事項



## 『防災ささえあい名簿』の活用について

『防災ささえあい名簿』は、災害時における避難支援や安否確認はもとより、避難支援等関係者の協力のもと、災害時の避難支援等が有効に機能するよう、平常時における取組（防災訓練や日頃からの見守り等）に活用します。

## 『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」の同意について

■災害の規模が大きくなればなるほど、市役所や消防は、市全体に対する災害対策をするため、公助による個別の支援は難しくなります。『防災ささえあい名簿』に登録し、「個別避難計画」を作成することで、ご自身の具体的な避難方法を考えておきましょう。

■『防災ささえあい名簿』および「個別避難計画」の情報提供に関する同意書でいただいた同意の意思表示につきましては、変更の申出がない限り自動継続となります。また一度提出していただくと、今後同意書の送付は行いません。

■『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」は、平常時は避難支援等関係者に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、これらの情報を提供することがあります。

同意書提出後、ご自身の状況に変更があった場合は、担当課までご連絡ください。



# 「個別避難計画」について(※4)

「個別避難計画」とは災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、『防災ささえあい名簿』に登録されている一人ひとりの具体的な避難の計画を作成し、この計画を平常時から地域の支援者と情報を共有し、災害発生時に備えておくものです。計画の作成は、市などの支援による作成や本人やご家族等による作成、又は地域の人、福祉専門職等の協力による作成があります。作成が困難な人については、福祉専門職による作成が可能な場合がありますので、市までお声がけください。

## ①災害が発生したらどうするか考えましょう

- ・自宅や地域はどうか？（台風の時？地震の時？）
- ・自分自身はどうか？
- ・どこの避難所へ避難する？どうやって避難する？
- ・避難する時に自分でできることと、できないことは？



※安全な場所にある「親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難」など、さまざまな避難先に分散して避難することも考えましょう。

## ②避難時に協力してもらえ人を探しましょう

- ・近隣の人で避難する際に支援をしてくれる人を探しましょう。
- ・日頃から、地域の人と気軽に話ができる関係づくりや地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・避難支援には地域（自治会等）の協力が欠かせません。自治会に加入していない方は、この制度をきっかけに、加入することをお勧めします。

※いざという時、避難行動の支援を受けるためには、普段から避難支援等に携わる人と顔の見える関係を築いておくことが大切です。

## ③「個別避難計画」を作成しましょう

- ・避難支援に必要な情報をもとに「どこへ」「誰と」「どのように」避難をするのか、避難の際に「どのような支援が必要なのか」などを話し合い、「個別避難計画」を作成しましょう。

## ④避難支援等関係者などに「個別避難計画」を共有しましょう

- ・情報共有に同意をすることで、市から避難支援等関係者に提供します。
- ・平常時から情報を共有することで、災害の時の支援につながります。

担当課 伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

（高齢者の方） 高齢福祉係 TEL(0596)21-5559 e-mail kourei@city.ise.mie.jp

（障がいのある方） 障がい福祉係 TEL(0596)21-5558 e-mail syougai@city.ise.mie.jp

# ★よくある質問について★



## Q 同意書は、必ず返送しないといけないの？

**A** 自分や家族の支援で避難ができる方は、提出の必要はありません。自分や家族の支援では避難が困難な方については、同意書の2つの項目それぞれに、「同意します」「同意しません」のどちらかにチェック☑をし、署名欄に記入のうえ、返信用封筒に入れ返送してください。（切手不要）

## Q 個人情報はどうのように扱われるの？

**A** 名簿の情報は避難支援等に関する目的にのみ利用します。  
名簿の提供を受けた者は、災害対策基本法により守秘義務が課せられており、目的以外での利用や名簿で知り得た情報を、正当な理由がなく漏らすことはありません。

## Q 名簿提供に同意したら、災害時に必ず支援してもらえるの？

**A** 平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まります。  
しかし、災害発生時には支援する側もご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、必ずしも避難行動の支援等が受けられるとは限りません。  
そのため、支援を受ける側も、日頃から自分のできることは自分で行うように心がけ、自分から周りの人々と良い関係をつくるなど災害時に備えましょう。

## Q 名簿または計画の提供に同意しなかった場合や、その後自分の状況に変更があった場合に、同意はできないの？

**A** 「同意しません」と提出した後でも「同意します」に変更したい旨を担当課に連絡し、再度同意書または計画を提出していただくと、名簿に登録することや計画の情報を提供することができます。  
また、自身の状況に変更があった場合も、担当課まで連絡し、再度同意書を提出することで、名簿に登録することができます。

## Q 「個別避難計画」は必ず作成しないといけないの？

**A** 『防災ささえあい名簿』および「個別避難計画」の情報提供に関する同意書で、  
1.わたしの情報を『防災ささえあい名簿』に登録し情報提供することに「同意します」と回答された方は、可能な限り「個別避難計画」の作成までお願いします。  
あくまでも本人、家族等の同意で作成するものであり、強制するものではありません。  
しかし、災害時に大きな被害を受けてしまう高齢者や障がいのある人の命を救うためには、お一人おひとりの状況に合わせて、避難の計画を事前に作成していただきたいと考えます。